

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）及び（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1．意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

記者発表、関係資料を環境省ホームページに掲載

（2）意見提出期間

平成 27 年 12 月 25 日（金）～平成 28 年 1 月 24 日（日）

（3）意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

（4）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2．意見募集の実施結果

・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）

意見の提出者数：2

意見数：3

とりまとめた意見数：3

・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）

意見の提出者数：2

意見数：15

とりまとめた意見数：15

3．意見の概要とそれに対する考え方

別表のとおり

## 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）の改訂案に対する意見概要とそれに対する考え方

意見No.	頁	行	ご意見等	回答
1	16	9～11	<p>本部分に下記のとおり文言を追加する。</p> <p>「安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要がある。事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」（哺乳類科学55巻2号）を日本哺乳類学会が示しているのを参考にできる。」</p> <p>錯誤捕獲されたクマ類の放獣は、十分な体制と準備なしに行うことは、作業者にとっても周辺住民にとっても危険であるため、単に「放獣体制の整備を図る必要がある」との記載ではなく、具体的な参考資料を示しておくべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、21ページ9～11行において、「安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要がある。事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」（哺乳類科学55巻2号）を日本哺乳類学会が示しているのを参考にできる。」と修正します。</p> <p><a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalianscience/55/2/55_289/_article/-char/ja/">https://www.jstage.jst.go.jp/article/mammalianscience/55/2/55_289/_article/-char/ja/</a>を日本哺乳類学会が示しているのを参考にできる。」と修正します。</p>
2	21	16（あるいは19ページ23行）	<p>本編部分においてもメスの捕獲の重要性（捕獲の促進・メス捕獲数の目標設定）について記載すべき。</p> <p>ニホンジカの個体数管理にはメスの捕獲がとても重要であるため、参考資料では指摘されているが、本編部分には明記されていない。</p>	<p>御意見を踏まえ、19ページ28行を「両計画の整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。特に、個体群の増加を抑制し、生息密度を低下させるにはメスを主に捕獲することが肝要である。両計画の目標捕獲頭数に関する情報共有を十分行うことは最低限の必須事項とし、両計画の協力により目標達成を図る必要がある。」と修正します。</p>
3	20～25		<p>錯誤捕獲の現状をご確認・ご認識ください。</p> <p>H17年の法改正によりくくり罠に締付け防止金具の装着が必須になっていますが、締付け防止金具がどのようなものか十分に認識されていないと考えます。この為、適切な構造のくくり罠が使用されていない状況にあります。締付け防止金具を装着する理由は、必要以上に小さく締まる事による獣への損傷を軽減する事にあると考えています。</p> <p>しかし、「鳥獣保護法の解説」執筆者は鳥獣保護管理研究会、発行所は株式会社大成出版社（改定4版）において、「締付け防止金具」は、くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具（72ページ参照）と説明されています。この説明では、「くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具」のみを使用し、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」を装着しないくくり罠でも法定狩猟具と見做されます。獣がくくり罠に掛った場合獣は必死に逃げようとするので、「くくり罠の輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具」だけでは、くくり罠は必要以上に小さく締まり、獣へ重度の損傷を与えるのは明白です。</p> <p>ところが、締付け防止金具を前記鳥獣保護法の解説の説明の通りに解釈している自治体が多数あります。</p> <p>錯誤捕獲を防止する事は非常に重要と考えますが、現状は錯誤捕獲された獣が重度の損傷を負わされている事をご認識いただき、締付け防止金具を明確に規定（法定猟具、非法定猟具の例を図示するのが分かり易い）いただき、鳥獣保護管理室から全都道府県知事へ通知頂ければ幸いです。</p>	<p>締付け防止金具については、仮に錯誤捕獲があった場合には、当該個体の損傷を軽減するためのものであり、少なくとも「容易に輪を広げられる金具」か「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」のいずれかが装着されていることとされています。</p> <p>なお、上記の解釈については、都道府県に対して通知済みです。</p>

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）の改訂案に対する意見概要とそれに対する考え方

意見No.	頁	行	御意見等	回答
1	2	8	「生活環境被害」のあとに（P. 8 参照）を追加する。	御意見の趣旨を踏まえ、「ニホンザルの保護・管理の第一目的は、地域個体群（p64参照）の安定的維持を図りつつ農業被害及び生活環境被害（p9参照）を軽減することで、それを達成する方策は、個体群管理（p64参照）、被害防除対策（p65参照）、生息環境管理（p65参照）である。」と修正します。
2	2	35	「PDCAサイクル」のあとに（P. 10 参照）を追加する。	御意見の趣旨を踏まえ、「こういったフィードバック管理（PDCAサイクル（p10参照））が求められる。」と修正します。
3	8	27	ハナレザルに関する管理オプションを示す。単独で生活するハナレザルであっても、悪質個体である場合は、大きな心理的被害をもたらすことがあると考えられる。44頁6行目～7行目で説明されている選択捕獲の対象として、悪質なハナレザルを加えることを提案する。	御意見の趣旨を踏まえ、44頁6行より、「過度に人馴れし、威嚇や人家への侵入など生活環境被害を繰り返す悪質度の高い問題個体（群れではなく単独の個体。いわゆる「ハナレザル」を含む）。」と修正します。
4	9	16～24	ニホンザルの管理手法が、イノシシやニホンジカの管理と異なることを述べる。ニホンザルと並んで、保護管理上問題となるイノシシやニホンジカは単独行動を取るのに対し、群れ生活を送るニホンザルでは管理の手法がまったく異なる。そのことを改めて強調することは、ニホンザル管理計画を作成する上で重要なポイントだと考えられる。	2頁10～12行で、ニホンザルの個体群管理がイノシシやニホンジカの管理と異なることを述べていることから、原文の通りとします。
5	11	1～30	管理ユニットを設定するための基礎研究に、国からの支援をお願いしたい。現状では、遺伝的変異・地理的隔離の程度をもとに、生物学的に個体群を定義することはできない。そのような現状での管理ユニットの設定に関しては、本ガイドラインに示された方法が最適であると考えられる。将来、より客観性の高い定義を設定するために、遺伝的変異・地理的隔離の両者を評価する研究が必要であり、そのような研究を積極的に推進していきたいと考えている。そのためにはニホンザル生息地の自治体から試料提供を受ける必要がある。自治体を越えた取り組みを必要とするので、国としての支援をお願いしたい。	御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	11	9～11	「ユニット内に分布する群れに対して、加害レベル・個体数に応じて対策の優先順位を付けることで、行政実務上の効率性が高まる」と変更してはどうか。「ユニット内 に分布する群れごとの対策に優先順位が付けやすい」という表現が若干分かりにくい。また、行政の実務上の「利便性」が高まるというより、「効率性」が高まるという表現の方が理由として妥当。	御意見の趣旨を踏まえ、「また管理ユニットを設定するメリットは、ユニット内に分布する群れに対して、加害レベル・個体数に応じて対策の優先順位を付けることで、行政実務上の効率性が高まるなど管理がしやすくなるといった点や、各管理ユニットを原則として残していくことで、結果として地域個体群の保全が図られるといった点などである。」と修正します。

意見 No.	頁	行	御意見等	回答
7	13	22 ～ 26	保全に配慮すべき個体群として、遺伝的に独特な構成を持つ個体群、歴史的経緯から長期にわたって孤立状態で分布していることがわかっている個体群なども例示する。ニホンザルはおのおのの生息地で固有の遺伝的特徴を有しながら、進化してきた。その進化の歴史を保全した形で、管理を進めていく必要がある。	御意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。
8	22	17 ～ 18	特定の悪質個体がいる場合も、群れの加害レベルは、大多数の個体をもとに判断するように明示する。この部分で28頁の選択捕獲を参照するようにする。現在の記述では、どのように判断すべきであるかが明確ではないので、明示が必要である。特定の悪質個体がいる場合は、選択捕獲によって対処すべきであり、群れ全体の管理オプションの選択とは分けて考えるべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、「なお、人への反応や生活環境被害の項目は、特定の悪質個体に影響されて、ポイントが高く判定される場合があるので、群れの他の個体の状態も見て判定する必要がある。」と修正します。
9	28	22 ～ 24	捕獲オプションの実施に際しては、必ず被害防除対策を伴うべきである、と述べるべきである。捕獲オプションの選択の際には、被害防除対策の実施状況を確認したうえで実施すべきとあるが、これではほかの被害防除対策が必ず必要かどうか明確ではない。完全にその地域からサルを除去してしまった場合を除き、捕獲だけで被害が減少することは少ない。ほかの対策で被害の低減が可能ならば、捕獲を選択すべきではないと考える。	御意見を踏まえつつも、地域の状況によっては、被害防除対策が必ずしも個体群管理の前提条件とならない場合があることから、「また捕獲オプションの選択の際には、被害防除対策の実施状況（有効な防護柵の設置と適切な管理、誘引物の除去など集落環境の管理、組織的な追い払いなどが行われているか）を確認した上で決定すべきである。捕獲だけでは被害の軽減には不十分であるため、被害防除対策と組み合わせる必要がある。」と修正します。
10	28	33 ～ 35	捕獲個体の殺処分には、生命倫理、動物福祉の観点から、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分を行うことを述べ、45頁を参照する。動物福祉、生命倫理の尊重は、野生動物管理でも尊重されるべき考えであり、強調することに意義があると考えられる。	御意見の趣旨を踏まえ、「効果のない、あるいは不明な捕獲を継続すべきではない。なお、捕獲個体の取扱いについては、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する（p45参照）。」と修正します。
11	38	20 ～ 21	発信機装着のための捕獲の際の注意事項を追加する。殺処分のための捕獲と、発信機装着のための捕獲では、最適な動物の取り扱いが異なる。発信機の使用終了(電池切れ)後に破損して離脱するようなものを用いること、捕獲から解放するまでのあいだ麻酔下個体の体温・心拍・呼吸のモニターなど適切な麻酔管理を行い、動物に無用なストレスを与えず、怪我が起こらないように最大限の注意を払うこと、首輪は動物の首を締め付けないように、若齢個体には装着せず、十分な余裕を持たせて装着すること、十分に覚醒したことを確認してから解放すること、などの注意事項がある。細かい方法については、京都大学霊長類研究所がガイドラインを示している。	御意見の趣旨を踏まえ、38頁11行の後に、「なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また装着の際は、捕獲作業者の安全、捕獲個体を傷つけないこと、無用なストレスを与えないことなどに注意を払う。」と修正します。

意見 No.	頁	行	御意見等	回答
12	45	2	<p>「捕獲した個体は」、のあとに、「生命倫理、動物福祉を尊重し」を付け加える。殺処分の方法を具体的に挙げ、それぞれについて留意する点を指摘する。</p> <p>保定可能な動物の安楽死として推奨される多くの方法は、野生動物には実行不能であるが、一方で、可能な限り疼痛あるいは苦痛を最少限にするよう個々の責任として求められている倫理的な基準を引下げたり、矮小化してはならない。野生のサルに適用可能な安楽殺の方法としては、物理的な方法としての止め刺し（放血）、電撃、頭部銃撃と、麻酔薬（バルビツール酸誘導体）の全身投与、麻酔科での塩化カリウムの投与などがある。現場では、多くの場合、物理的な方法が採用されていると考えられる。しかし、物理的方法は、瞬時に適切に行わなければ、かえって動物に苦痛を与えることを十分に認識しておく必要がある。捕獲オプションの選択の際、動物の殺処分する際、生命倫理の観点から、どのように適切な安楽殺法を選択するかは重要な検討事項であるため。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「捕獲した個体は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。」と修正します。また、その具体的な方法を挙げることについては、ここで子細を記載することは本ガイドラインの趣旨でないことから、原文の通りとします。</p>
13	45	4~5	<p>捕獲個体から収集するデータの内容を明示すべきである。捕獲個体から得られる情報はさまざまであり、保護・管理のための有用性は高い。具体例があったほうが、どの情報を収集するかを決定する上で参考になると考えられるため。最低限、捕獲場所、群れ、捕獲個体の性別・年齢クラスに関する情報は、それほど大きな負担なく収集できると考えられるため、掲載すべきであると考えられる。性別・年齢クラスの情報は、個体数増加傾向の大まかな判定に役立つ。また、可能であれば取り組むべき項目として、体重、歯の萌出状態（若齢個体の年齢を推定できる）や、脂肪量の測定、妊娠の有無の確認、遺伝子解析のための試料採取、食性解析のための胃内容試料の採取なども、挙げるとよいと思われる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「捕獲の効果検証などに使用するため、捕獲個体のデータ（捕獲した日時、場所、群れ、捕獲個体の性別、年齢クラスなど）を収集し、その分析に努めることが重要である。」を追記します。</p>
14	62	27	<p>文部省学術用語集（遺伝学編）に準じ、「母系遺伝」を「母性遺伝」に修正する。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
15	64	18	<p>「集団」を「集まり」に修正する。（2箇所）</p> <p>「集団」は、populationの日本語訳としても使われる。また、populationを個体群と訳すこともある。この場合は、そのような厳密に意味の確定した学術用語ではない文脈で使用されており、「集団」という語の使用を避けたほうが、混乱がないと思われる。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>